

景観計画における地域の固有性と内発性を生かした景観形成基準に係る一考察

- 敦賀市舟溜まり地区における景観まちづくりワークショップを通して -

A study on a standard to promote townscape using peculiarity in region and endogenous in townscape planning.

- A case of Workshop on Funadamari Area in Turuga -

高橋 梢*・内村 雄二**
Kozue Takahashi *・Uchimura Yuji**

In the improvement of the townscape, how individuality and originality in the city are created becomes an important problem. In the townscape planning in the past, a standard content that specifies the material and the industrial method by the regional environment quality can be seen. But, it is limited to the district part of municipality and historical townscape.

This case is becoming of the district the decision of the townscape planning with individuality in a general urban area, and the following can be pointed out. Elaborately grasp Left proposal on inside and resident's daily sense, In addition, make it to the standard and take it into the ordinance. It works the city planning and the improvement of the townscape as one body, and attempt the enhancement of the support environment of the system for improves resident's participation desire. Labor for the substantial prior consultation with WS, and Establish the structure of the role that cooperate of facilitator.

Keywords : Ordinance to Control Townscape, Peculiarity in Region, Public Participation, A standard to Promote Townscape
景観条例、地域の固有性、住民参加、景観形成基準

1. はじめに

1 - 1 . 研究の背景と目的

近年、地区の個性や魅力づくりによる地域の活性化を目指して、街並み景観の整備が進められている。まちづくりの現場においても景観を含めた議論が行われており、地域の特性に合わせた取組みが期待されている。これまで、歴史的な街並み等を有する地域の取組みは活発に進められており¹⁾、その研究報告も多数みられる。一方、一般の既成市街地においては、景観計画を規定する要素が周辺環境や歴史性との調和、賑わいなど幅広く多岐にわたるため、特に街並みの明確な目標像が見出しにくく、合意形成の難易度も高いといえ、その取組みの必要性が高まっている。特定の建築形態を持たない一般的な市街地では、いかに都市の個性や独自性をつくっていくかが重要な課題となっており、地域のポテンシャルを把握した上で、全国的にほぼ共通に見られる数値的基準だけでなく、住民の記憶や生活がつくり出してきた事象を、いかにして景観形成へと展開していけるかが重要であると考え。

平成 16 年に景観法が施行されてから、従来の景観条例に基づく景観計画に並行して、法的措置を備える景観法に基づく景観計画の取組みが進められており、その整合性を図る必要性があり、既往条例を含めた景観計画改定時機に直面している。その際、計画策定自体を主目的としたり、マニュアル化を重視するために基準が画一的傾向にあることが懸念される。今日各地域の自主性に委ねられている景観計画は、地区の個性ある環境や景観を向上するための能動的な役割が期待されており、そのための手順や方策を明らかにし、多様性を高めることは重要である。

本考察はこのような観点から、既往の景観計画のガイド

ライン事項を調べ、その傾向や課題を検証した上で、筆者らが専門家として住民主体による地区レベルの計画策定に関わった¹⁾ 敦賀市舟溜まり地区を対象として、引き続き実施された固有の景観を尊重した景観形成推進計画の策定に向けた、景観まちづくりワークショップ(以後WSと表記)における経験から得られた、景観計画づくりに係る知見的成果について言及することを目的とする。

1 - 2 . 既往研究

景観整備に関する研究には、外観規制の表現方法による影響を検討した研究²⁾や、景観計画の運用実態と課題を明らかにした研究³⁾があるが、いずれも外壁や屋根、色彩が主な対象となっている。景観計画の構成とその運用実態に関する研究⁴⁾や、景観形成基準の実態と課題を考察した研究⁵⁾では、基準の決め方や運用方法、景観形成基準の明示性を重要視しつつも、景観像が明確な地域においてであり、一般市街地における応用の必要性に言及している。また、住民参加による景観形成制度の過程を明らかにした論文においては、岐阜県古川町の事例⁶⁾や福岡県八女市の事例⁷⁾があるが、いずれも伝統的建築物を継承している地域であり、一般市街地における景観計画の形成過程や、具体的なデザイン基準のあり方が課題として残っている。

また、一般市街地における住民主体の景観形成を支援する先進的な事例としては、平成 14 年に施行された埼玉県戸田市の都市景観条例における三軒協定制度があるが、その主な研究⁸⁾⁹⁾によると、三軒協定の日常的で身近な環境づくりを援助する制度としての効果について言及している。しかしこの事例では、築 5 年程度の建築物から構成される地域における制度活用がほとんどであり、またその協定内容は現在のところ「植栽」の枠組みのみとなっており、建築

*正会員 福井工業大学大学院工学研究科 (Graduate school of Fukui Univ.of Technology)

**正会員 福井工業大学工学部 (Fukui Univ.of Technology)

物のデザインにおける制度活用については、今後の適用可能性や誘導が重要であることを示唆している。そこで本考察では、一般既成市街地における建築物の景観計画づくりとして、具体的には、1) 景観計画策定に至るWSの設定・役割・進行、2) 地域固有の景観を保全・活用・創造していくための計画内容・景観形成基準といった2つの視点から整理することとした。

2. 景観条例・景観計画に関する知見

2-1. 既往の景観計画の調査対象と方法

まず、景観計画における自治体の独自性ある取組みの検証を行うため、Web上に公開されている情報から、(財)都市づくりパブリックセンターが調査した景観に関する条例を制定している市町村において、平成20年度末までに策定された202件の景観計画(内、景観法に基づく景観計画は127件)を調査対象として、複数の地区に分類して定められたものも含めて、景観形成基準に見られる地域固有の項目について抽出することとした。また、規制ではなく住民の合意形成に基づく、地域の特性をより活かした景観づくり条例として景観形成住民協定もあるが、このうち平成20年度末までに全国でもっとも多く締結している長野県(161件) 滋賀県(86件) 島根県(61件)の上位3県において、協定書にみられる協定内容、および担当課への電話でのヒアリングによって、取組みの実態調査を行った⁽²⁾。

2-2. 景観計画に見られる独自性

(1) 地域性を考慮した景観形成基準の内容
 各自治体の制度はそれぞれ独自の条例・規制等に基づくものであり、単純に比較することは困難であるが、地域性に関わらず景観に影響を及ぼすといえる、色彩や高さ、緑化に関する一般的な項目以外に、主に地域環境の特徴をとらえて、地域の固有性を創出するために設定されている項目に注目して抽出した。特に多く見られる基準が、「周辺との景観との調和」「主要な眺望地点からの配慮」といった定性的な表現であり、ほとんどの自治体で指定している。その中で、酒田市の山居倉庫周辺地区や小樽市の歴史景観区域といった、ガイドラインの基調となるような歴史的建造物が存在する地域では、歴史的建造物を基準として、主に表1に見られるような意匠・形態や高さ、色彩を制限する項目を設定している。

表1. 歴史的建造物を基準とした主な項目の内容表現

項目	主な基準の表現
位置・規模	歴史的建造物に配慮した位置・規模とすること
高さ	歴史的建造物に配慮した高さ制限、調和する高さとする
意匠・形態	歴史的建造物と調和した意匠・形態とし、伝統的意匠をとこといれること
屋根形態	歴史的建造物に合わせた勾配とすること
軒	歴史的建造物と調和した軒の出とすること
色	周辺の歴史的建造物の色彩を基調とすること
装飾	歴史的建造物に施されている装飾を設置するよう努める
素材	歴史的建造物を基調とした素材を使用するよう努める
開口部	歴史的建造物に施されている窓を設置するよう努める
例えば、 ¹⁾ 山居倉庫、本間家日本邸、旧鑑屋などの歴史的な雰囲気と調和した、和風の落ち着いた外観、意匠に配慮すること、(山居倉庫周辺地区：酒田市景観計画H20.2)や、 ²⁾ 窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチや縦長窓などを設置するよう努める。(小樽歴史景観区域：小樽市景観計画H21.2)などがあげられる。	

一方、特に歴史的建造物を基調にせずとも、より具体的な内容による地域性を創出する工夫ある項目としては、表2に示す通りで、伊賀市の「白壁が連続する落ち着いた寺院景観が印象深い地区であり、原則として白の漆喰塗りの土塀または垣根とする」や、宇部市の「屋根は調和のとれた美しい屋根並みを作り出すため、屋根材は同一の瓦製品を使用し、形状は3.5寸勾配の北下がり片流れで、できるだけシンプルな意匠とする」といった建築の工法を指定したものや、豊浦町の「内外の仕上げや外構、舗装等には、地場産の素材(木材、ホタテ貝殻活用建材等)の使用に努める」、別府市の「塀などを設ける場合は、別府石や竹垣など地域の特性を活かした素材を使用するように努める」のように、地域特有の素材を指定するものが注目される。また、ソフト的な活動提案を基準として定めているものに、金沢市の「伝統的な街並みの魅力を高めるため、灯りを活用した伝統的な行事を開催する等の演出を検討する」とした夜間景観形成条例があり、重点地区や夜間景観といったように範囲や対象が限定されることで、将来像や効果が明確になり、より独自性ある計画が推進されている。

表2. 地域性を意識した工夫のみられる主な項目

景観計画名称	地域・地区	事項	基準内容
小樽市景観計画(H21.2)	小樽歴史景観区域	屋根	運河沿いの屋根勾配は、運河側への流れとするよう努める。歴史的建造物の形態を踏まえ、破風やドーマーなどのデザインに工夫を凝らし、周辺の街並みに配慮する
		軒	市道浅草線や本通線沿いでは、歴史的建造物にある蛇籠を設けるなど単調な軒とならないよう努める
豊浦町美しいまちなみ景観づくり要項(H13.2)	豊浦本町通り地区	屋根	屋根は、積雪寒冷地のルールを守り歩道部分及び隣接地に雪等が落ちないよう工夫する
		材質・その他	内外の仕上げや外構、舗装等には、地場産の素材(木材、ホタテ貝殻活用建材等)の使用に努める
松本市景観計画(H20.4)	重点地区お城南地区	意匠	中町については威を意識した外観にする
		配置	お城地区：生活に不便を感じぬ程度に旧設備を保存(井戸、水洗場、石垣等)できるよう、配置を工夫する
上越市景観形成計画(H17.7)	安塚区	照明	静かな夜の雪景色が演出できるよう、建物に玄関灯を一つ以上付ける
		演出	
金沢市こまちなみ保存条例(H6)	旧観音町区域	広告物	のれん等伝統的意匠・素材を基調とする
金沢市夜間景観形成条例(H17.9)	歴史的景観保全区域	照明方法	格子からの濡れ灯りや障子越しの灯り等を活用し、歴史的景観の演出を図る
		形態・意匠等	提灯や行灯等の伝統的な灯りをイメージし、歴史的景観の趣を高めるような意匠の採用を検討する
		その他	伝統的な街並みの魅力を高めるため、灯りを活用した伝統的な行事を開催する等の演出を検討する
静岡市景観計画(H20.4)	重点地区宇津/谷地区	工作物	擁壁は、野面石積みとする
		外壁	郵便受・牛乳入等は、建物の外壁と調和した色彩や木製のルーバー等で修景する
		色彩	低層部は、開口部を広くとるなど、明るく開放的な意匠とする
伊賀市景観計画(H20.4)	伊賀市寺町地区	塀・垣根等	白壁が連続する落ち着いた寺院景観が印象深い地区であり、原則として白の漆喰塗りの土塀または垣根とする
		その他	
近江八幡市水郷風景計画(H17.9)	旧集落地区	工作物	船、ボートなどは、和風のデザインを原則とし、光沢のある仕上げを避け落ち着いた色調とすること
鳥取市景観計画(H20.3)	鹿野城下町景観形成重点区域	外観	郵便受は、金属製(赤色の既製品)を廃止し、地区で統一されたものを極力工夫すること
			表札は金属製を廃止し、自然素材(石・木・竹等)を用い、形態等を工夫すること
尾道市景観計画(H19.4)	尾道市景観地区	低層部の形態	行灯は自然素材(石・木・竹等)を用い、地区で統一されたもので極力形態等を工夫すること
			海辺市街地ゾーンにおいては、隣地からの外壁の後退や1階部分へのピロティ構造の導入、窓面などを通して海が見えるようにするなど、市街地側から尾道水道への透視性を確保すること
宇部市景観計画(H19.4)	重点地区	屋根	屋根は調和のとれた美しい屋根並みを作り出すため、屋根材は同一の瓦製品を使用し、形状は3.5寸勾配の北下がり片流れで、できるだけシンプルな意匠とする
山鹿市景観計画(H20.12)	豊前街道山鹿地区	外観・意匠	江戸末期～大正年間に建てられた建築物の様式を参考とし、そのデザインを判りやすく継承したものとする
別府市景観計画(H20.3)	温泉市街地景観地域	外構・緑化	塀などを設ける場合は、別府石や竹垣など地域の特性を活かした素材を使用するよう努める
浦添市景観まちづくり計画(H20.12)	仲間重点地区	素材	赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用し、浦添グスク周辺にふさわしい素材の活用が心掛けることとする

(2) 条例に基づく景観形成に係る住民協定

自治会や町内会レベルで取り決めを結ぶことができる住民協定では、長野県・滋賀県・島根県とも沿道景観や広告物、緑化に関する基準が多く、特に長野県の住民協定では、清掃や植栽や花の管理といった緑化活動、沿線の美化、施設の維持管理等のソフトな活動に関するものが大半である。島根県の住民協定においても、最近になって締結された「江津本町第2自治会赤瓦のあるまちづくり協定(H17.9)」と「江津本町地区まちづくり協定(H18.9)」の2件の協定で初めて、赤瓦を使用するといった地域の素材の利用をうたうなど、建築に関する詳細な基準が設けられたところである。滋賀県では、「近隣景観形成協定」として昭和59年の風景条例に基づくもので、最初に認定された協定は昭和60年度であり、景観法以降、景観条例に移行している。そのため、「建築デザインマニュアル」を作成した長浜市の例⁽³⁾を除いては、ほとんどが「建築物」については“勾配屋根”や“調和した落ち着いた色”といった一般的に見られる内容となっており、「敷地の緑化」や「公共地の緑化および美化」の項目の方に重点が置かれている。

(3) 景観形成基準にみられる特性と課題

各市町村が設定している景観形成基準の特徴を把握したが、「～と調和した」、「～に配慮した」といったような定性的な表現以外で、地域独自の環境に基づいた特徴ある基準としては、素材の指定や仕上げ方法、工法を特定したものが多く見られた。また、行政界全域を景観計画区域とする広範囲を対象とした景観計画よりも、重点地区や指定区域として特定の地域を指定している景観計画において、より具体的な記述が多かった。これは、それらの地域が歴史的景観を有する地域であることが最大の要因であるといえるが、対象範囲が絞られるため、住民に対する事前協議が充実していたことも背景にある。一方、電線地中化事業や道路拡幅事業などをきっかけに締結されることが多い住民協定では、緑化や清掃活動等のアダプ的な項目に重点が置かれており、建築物のデザインを含む住民の景観意識の向上に向けて、より充実した取組みが必要であるといえる。

3. 敦賀市舟溜まり地区の事例研究

3-1. 舟溜まり地区の概況

舟溜まり地区は、敦賀駅から約1.5kmで敦賀港の内港に位置し、現在、中心市街地活性化法に基づく基本計画において、新たな集客エリアとしての位置づけがなされている⁽⁴⁾。魚市場や越前ガ二由来の海産物問屋等の漁業に関する建物が立地する蓬萊地区と、その時代の衆知が集められ時代の特徴が結集した建物として、近代建築の敦賀市立博物館(旧大和田銀行)と敦賀酒蔵を代表とする木造和風建築、および一般的な建物が共存する相生地区からなる(図1)。相生地区に見られる「角蔵」は、敷地の奥に建てられている土蔵で、通りからの景観には直接作用しないが、住民の愛着が深い地区の特徴ある建築物である。表3に両地区の

建築物の状況を示す。特に蓬萊地区では伝統的な面影の残る木造店舗はほとんど残っておらず、古くからの魚まちの継承が課題となっている。



図1. 景観計画の区域と建築物の特徴

表3. 2地区の建築物の構成

建築物種別	相生地区: 82 (博物館通り)		蓬萊地区: 37 (お魚通り)	
伝統的町家(敦賀酒蔵含む)	6	7.3%	0	0%
伝統的町家の面影が残る和風建築物	11	13.4%	5	13.5%
商業業務ビル・サービス施設等	8	9.8%	9	24.3%
一般建築物	52	63.4%	23	62.2%
角蔵(敷地の奥に建てられている土蔵)	4	4.9%	0	0%
近代建築物(敦賀市博物館)	1	1.2%	0	0%

* パーセンテージの母数は各地区の建築物の総数

3-2. これまでの経緯

平成14年からWSの実施、平成18年6月には敦賀市景観条例が制定され、本地区では景観計画・景観形成協定の検討がされてきたが、区内関係者の合意形成が図れず見送られた。その後平成18年7月から魚市場の改築を契機として舟溜まり周辺景観WSを開催し、様々な組織の境界を瓦解して共通基盤を構築し、舟溜まり地区一帯の整備計画を取りまとめた。その効果として、平成20年3月には敦賀駅周辺から敦賀港までを含めた総合的な整備による、「港都敦賀賑わい交流地区」において、「都市再生整備計画」が策定され、事業的裏付けを獲得できた。以降、共有した空間像の実現のための推進主体の構築と継続した活動を課題としてきた。本WSは、これまでのWSで確立された目標像を受け、舟溜まり地区を相生地区の博物館通りと蓬萊地区のお魚通りの2地区に分けて、個別に進められた。なお現地でのWSの期間は、平成20年8月～平成21年3月にかけて各4回ずつの計8回である。

3-3. 舟溜まり地区の景観計画策定の立案過程

(1) 相生地区(博物館通り)

相生地区は、かつては敦賀市随一の商店街であったが、現在は住宅地が多く存在する地区である。そのためWS初期には、賑わいよりも道路や融雪装置の整備といった要望

や、生活環境の固持・改善を主張していた。しかし、舟溜まり地区一帯の取組みの必要性や、お祭りには山車が通るなど歴史文化を伝える地区の特性の確認、身近な取組みからのまちづくりの重要性等、段階的なWSや個別のヒアリングを重ねた結果、住民に共有されている当時の商店街としての追想や、来訪者を迎え入れる気持ちを持っていることが確認できた。特に女性住民の気運が高まり、独自に写真や資料を持ち寄るなど、自主的・積極的に話し合いの場を設け、最終的に「まちづくりを考える女性の会」を発足するに至った⁽⁵⁾。住民が協定を結ぶ上で誰もが納得のいく基準が、港町つるがとしての資産の継承と祭りの時の山車への誇りと愛着であり、「暮らしと賑わいが調和するまちの演出」「山車の似合うまちの演出」をまちづくり方針とした。デザインツールとしては、初期には和風建築物のみが目標とされていたが、約250mの通りにタイプの異なる2つの歴史的建造物が現存するといった地区の価値を手がかりとし、近代建築と木造和風建築が共存するまちなみ(図2)を基調として設定した。また住民が提供した資料(図3)の中で前掛けや風が印象的であり、かつ住民の愛着も深く、地区の個性を創出するモチーフとして活用することとなった。



図3. 住民が持ち寄った写真

(2) 蓬莱地区(お魚通り)

蓬莱地区は、カニの釜茹での風景が季節の風物詩として伝えられるなど、「魚まち」として来訪者を意識したまちづくりについては気運が高まっていたが、相生地区と比べて際立った歴史的建造物がなく、景観としては残すべき地区ではないし、その要素がないというのが当初の意見であった。しかしWSを重ねることで、建て替わっている建物にも、通り沿いに設けられた長いスパンの庇や茶系の壁面など、古くからの魚まちの要素が地区の随所に継承されていることを発見し、その共有財産を基調にして賑わいを今か

ら創っていかうという意識が芽生えたのが特徴である。さらに、庇を揃えて人の集う空間を創出することや、魚の加工風景の見せ方など、化粧的な要素よりもまず空間的な演出(図4)を重要視し、「魚まちとしてのイメージを継承し、賑わいを創出する」を目標にしている。その背景として、平成21年4月に完成した魚市場が、お魚通りに対して壁面約100mの大スケールであることがあり、ヒューマンスケールを大切にしていくことが共通の思いとなった。



図4. 「お魚まち」らしい風情

(3) 2地区間の連携と周辺住民への対応

WSが開催された回毎に、まちづくりトピックスとしてニュースレターを作成して町内全戸に配布し、自治会への説明等を通じて周辺住民にも制度の周知を図った。これは情報発信という役割はもちろんであるが、同時期にWSが進められた相生地区・蓬莱地区の両地区にとって、お互いに計画内容や展開状況を意識し合うことになり、計画策定に向けて良い意味での競争意識が芽生えたこと、さらに個別に進められたWSでありながら、一体感が創出できたことに大きな意義があった⁽⁶⁾。

3-4. 景観形成基準への具現化

WSでは街並み整備の実施に向けて気運が高められ、全体としての共通認識が図られた。その中で建替を予定している個別の案件に対して、相談を受けたり、個々の建築物の街並みにおける重要性の理解度を高めるため、プランの検討や、外観イメージ図の提示等の提案を行った(図5)。実践レベルでの検討は、計画策定の上で住民の理解熟度や気運を高めるだけでなく、事務局側にとっても、より現実的に即した具体的な案の導入につながった。このような全体のWSのみでは対処しきれない個別対応を通して、現在景観条例第1号となる案件が進行しており、これが地区のモデルとなり触媒として個人の意識や実践レベルへの訴求力をさらに高めることになることを期待している。

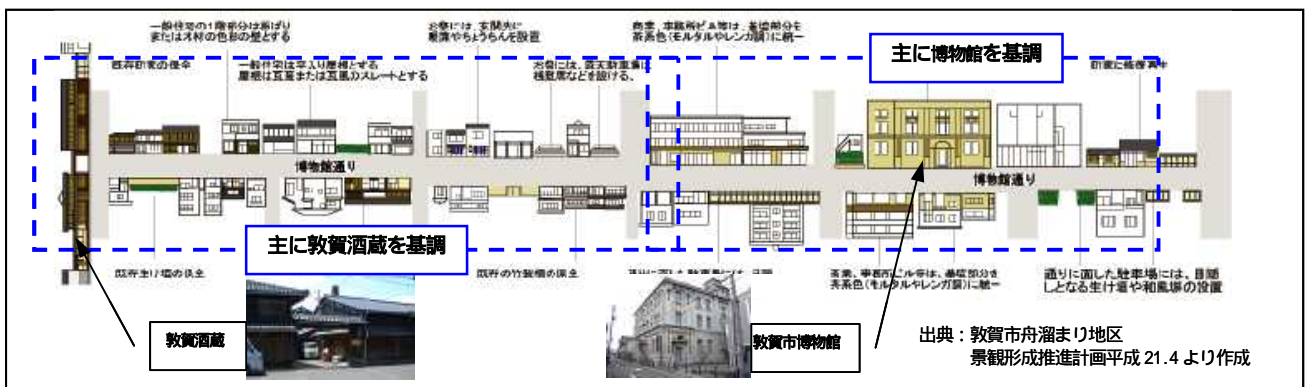


図2. 相生地区の2タイプのデザインツール



出典：敦賀市舟溜まり地区景観まちづくりWS資料
 図5. 個別の案件に対する具体的な図案化

表4. 景観形成基準（概要抜粋）

出典：敦賀市舟溜まり地区景観形成推進計画 H21.4 より作成

項目	相生地区(博物館通り)		蓬萊地区(お魚通り)
	対象	修景基準内容	修景基準内容
1 位置		・できる限り博物館通りに接して建てるように努める	
2 高さ		・敦賀市立博物館を超えない高さとする	
3 屋根	木造	・博物館通りに対して平入りを基調とし、勾配屋根を原則とする。 ・瓦葺を原則とし、1	・勾配屋根を設けることとし、お魚通り沿道では妻入りを基調とする ・瓦葺、銅板葺、その他沿道の景観に調和した材質のものとする
	以外	・博物館通りに対して平入りを基調とした勾配屋根を設けるように努める 1	
	角葺	・保存、修復に努め、屋根は瓦葺の勾配屋根とし 1	
4 庇	木造	・博物館通りに面した1階部分に庇、下屋を設ける場合は瓦葺とし、1	・1階部分に庇を設けることとし、形状は連続性のある街並み形成に向けて、沿道の景観と調和したものとする ・瓦葺等、その他沿道の景観に調和した材質のものとする 1
	以外	・博物館通りに面した1階部分に庇、下屋を設ける場合は 1	
5 壁面	木造	・博物館通りに面する壁面は板張りとし、1	・建物1階又は1～2階部分は板張り、板張り風壁材を基本とし、1
	以外	・博物館通りに面する壁面は板張りとし、1 ・3階建以上のビルの場合、博物館と同系色の栗色系、その他沿道の景観と調和した色彩のものとするよう努める	
	角葺	・保存、修復の際の壁面は漆喰壁とする	
6 開口部	木造	・通りに面する窓や出入口は、木調のサッシ、建具を設けるか、木製格子を設け、1	・店舗や加工場の店頭部では、ショーウィンドウ(魚を見せる水槽、ショーケースを含む)や、ガラスの大きな建具を設置するように努める ・シャッターはパイプシャッターを用いる等、沿道の景観との調和に配慮する
	以外	・通りに面する窓には、木製格子を設けるよう努め、1 ・店舗店頭部にショーウィンドウを設置するよう努める	
7 照明設備			・夜間に建物壁面、開口部、ショーウィンドウ等をライトアップできるような照明設備の設置に努める
8 工作物等		・通りに面して駐車場や庭を設ける場合、沿道の景観と調和した門、塀、柵、生垣等で修景する ・通りに面して室外機等を設置する場合は、木製格子等で囲う ・道路や公園等に面した敷地内空地等では、公共空間と一体性を演出できる舗装材等で舗装を行うよう努める	
9 広告物、その他		・過度に派手なネオンサインや動光看板は設置しない ・通りの見通しを遮る袖看板は設置しない ・看板を設置する場合は、壁面ないし屋根上部に木製看板を設置する ・古くからの港町の雰囲気や創出する固有の景観物(前掛け、凧等)の活用や、来訪者に向けた演出(一輪挿し、暖簾等)を行うよう努める	・過度に派手なネオンサインや動光看板は設置しない ・建物に設置する看板は木製看板、その他景観に調和した形状、材質、色彩のものとする ・卸売事業所の建物の壁面等に、地区内共通のサイン(お魚プレート等)、案内板等を設置する様努める ・お魚通りの固有の景観として、通りから見える作業場の内装については、板張りの腰壁や漆喰壁など、古くからの面影を留めるように努める

1 : 色彩は無彩色(灰色～黒)又はこげ茶色、その他沿道の景観と調和した色彩のものとする。
 * 木造: 木造和風建築物、以外: 木造和風建築物以外、角葺: 敷地の奥に建てられている土蔵のこと。

3-5. 舟溜まり地区の景観形成基準の特徴と有効性

舟溜まり地区の2地区の景観形成基準を表4に示す。地域の全体像を重視しながら、特に「その他」の項目に見られるように、居住者の日常行為自体が基準に組み込まれ、個人による自主的な景観形成が意識されたという点に特徴がある。相生地区では、地区固有のモチーフとして前掛けや凧等を活用した意匠や一輪挿し等の身近な取組みに対して、蓬萊地区ではお魚のプレートまたは魚を見せる水槽等の設置による、「魚まち」独特の来訪者をもてなす演出や、特にカニの解禁時期に行われる釜ゆでや魚の加工風景といった、独自の景観となりうる作業場の内装に対しても補助

対象としている。舟溜まり地区では、建築物の建替を近年終えたものが多く、即効性のある建築物の改修といった自立的な更新が多くは望めないが、その様な住民にとってもより関心を高め、恒常的に街並みを向上させることを可能にするため、このような住民からの内発的な案が重視された。長期的な建物の建て替えを見込んだ景観条例として、デザイン設定を行うのみでなく、現在現存する建物の有り様も含めて与条件として受け入れデザイン指針を提唱しており、表面的な美しさだけでなく人の営みのぬくもりを取り戻し、まちとしての生命感が生み出されることが期待できる取組みであるといえる。

4. まとめ

全国で策定されている景観条例に基づいた景観計画のガイドライン事項において、近年では地域環境の特徴を活かした多様な基準内容が見られ、地域の固有性の創出に向けた能動的な取組みが伺える。しかし、その取組みは依然一部の地域に限られており、また歴史的な景観を有する区域においてがほとんどである。

本事例は、歴史的建造物の少ない一般の既成市街地において、地区の個性ある景観計画の策定に至ったものであり、他の事例におけるさらなる応用と検証が必要であるが、数多く存在するこのような一般的な市街地においてのひとつの参考モデルになると考える。

本WSを通じて得られた知見として、地域固有の景観計画づくりに重要な事項について、次の4点を指摘したい。

(1) 固有の景観モチーフの抽出

歴史的建造物の少ない一般市街地においても、拠り所となる建築物を目標像として共有すること、また共通の要素を建設的に拾い出し、それを基調に景観を創出していくこと、さらに共通の目標を設定する際には、既往の景観計画に見られた様な、建築の技術や素材の固定化といった形態学的なデザイン手法のみでなく、住民が抱くイメージや住民自らがもちよるアイディアに注目することによって、地域性をうたうことは有効である。そのためには、地区の特性やコミュニティを的確に把握し、地区の全体像を重視しながらも柔軟に区域を設定することが求められる。

(2) 固有の景観イメージの記譜化、明文化

地区全体の将来像や、個別の案件に対してもできるだけ具体的に図案化することで、目標像を共有するとともに景観への理解を身近なものにし、住民の気運を高めることが必要と考える。また、住民の要求からなされた日常的な感覚や内発的な提案（それが風情や演出といった定量化しにくい曖昧なものであったとしても）を丹念に把握し、具体的施策として明文化して条例にできる限り取り込み、運用に重点をおいた基準によって、生活の細部づくりの支援を図ることが重要である。

(3) 計画の位置づけ、制度の支援環境の充実

現在多くの市町村で策定されている景観計画は、景観への理解を高める契機として機能している点もあるが、私権の制限を伴う景観規制だけでは、住民の志気は不十分であり理解が得られない場合が多い。まちづくりと景観整備を一体的に進めることにより街の将来像を明確にして、住民の景観整備への参加意欲を高めていくことが必要である。本WSでこれを可能にしたのは、行政による都市再生整備計画における中心市街地活性化計画の位置づけの支援が背景にあったことが大きい。

(4) 計画策定へのインセンティブ

以上のような取組みを通して、住民の内発的な空間整備に事実上の公共性が認められ、質の高い合意と気運が形成された。これら住民の内発的な思いを形にし、さらに景観

形成基準として反映・活用を図るには、シャレットWSによる住民を主体とした事前協議の充実と、ファシリテーター機能（行政・専門家・コンサルタント・学識者）の連携した役割が必要で、このような各自自治体における仕組みを確立することが、地域の個性を尊重した景観を創出する上で重要な課題であると考えられる。

今後は、本制度が適切に活用され継続的に普及し、さらに周辺地域の景観形成・推進に展開していくことが望まれる。そのためのデザイン誘導や制度の運用については今後の研究課題としたい。

謝辞

景観形成推進計画策定事業および景観まちづくりワークショップに共同であつた、地区住民、敦賀市職員、(財)都市再生機構、コンサルタントの皆様へ厚く御礼申し上げます。

【補注】

(1)平成18年7月から平成19年8月にかけて、蓬萊町自治会・相生町自治会・漁業協同組合・魚商協同組合による、舟溜まり周辺景観WSを開催している(W3回、分科会4回)。これまでの経緯について詳しくは、参考文献10)に記述されている。

(2)滋賀県の住民協定の内容については、資料を入手して検証し、長野県と鳥根県については、Web上で確認できた一部の協定内容を除いて、平成21年3月~4月にかけて電話でのヒアリングを行った。

(3)長浜市北国街道町衆の会による「北国街道を守り育てる協定(H3.1)」では、建築物を「長浜らしさをつくる建築デザインマニュアル」を参考にすることを協定で定めている。

(4)H19.12に中心市街地活性化協議会が設立され、港周辺部会を中心に、舟溜まり地区周辺を核としたまちづくりが進められている。

(5)女性の地元住民からの呼びかけで、行政を含めた個別の話し合いの場がH20.12とH21.2の2回設けられ、すぐにでもできる取組みとして、各戸の軒先に一輪挿しを飾ることや、祭りの時には玄関先に暖簾を下げる、住民所有の屏のコレクションやまちの古い写真を窓辺等に飾ることなどが、アイディアとして提案された。

(6)例えば、相生地区で「地区の歴史を紹介する案内板を共通に設置する」といったことに対して、ならば蓬萊地区では、「共通でお魚プレートを設置しよう」といった動きがあった。

【参考文献】

1)西村幸夫・町並み研究会編「日本の風景計画」学芸出版社、2003

2)惣司めぐみ・澤木昌典・鳴海邦彦「景観整備の取り組みにおける個々の建築物での外観ルールの読み取り方とその要因に関する研究」日本都市計画学会論文集、No41、pp427-432、2006

3)佐藤貴彦・堀祐典・小泉秀樹・大方潤一郎「景観法下の建築物規制の運用実態と課題」日本都市計画学会論文集、No43-3、pp217-222、2008.10

4)小浦久子「景観法における景観計画の構成と運用実態に関する研究」日本都市計画学会論文集、No43-3、pp211-216、2008.10

5)室田昌子「景観法に基づく景観計画における建築物等の景観形成基準に関する考察」日本都市計画学会論文集、No43-3、pp655-660、2008.10

6)岡崎篤行・西村幸夫「立案初期段階からの住民参加による景観形成制度の策定」日本建築学会計画系論文集第537号、pp211-218、2000

7)大森洋子・高口愛・西山徳明「文化的景観条例による町並み保存と景観形成の手法」日本都市計画学会論文集第No38-3 pp565-570、2003.10

8)太幡英亮・西出和彦「意味の構成からみた三軒協定の効果」日本建築学会計画系論文集629号、pp1417-1423、2008.7

9)鈴木智香子・北沢猛・西村幸夫「戸田市都市景観条例における三軒協定に関する研究」日本都市計画学会論文集No43-2、2008.10

10)高橋梢・内村雄二「魚市場・卸小売空間と地域が一体となった内発的まちづくりに関する考察」都市計画学会第6回関西支部研究発表会講演概要集、No6